

# 令和5年度台湾における福島県農林水産物等風評対策事業 業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、令和5年度台湾における福島県農林水産物等風評対策事業業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

## 1 目的

台湾について、有識者等の招へい、ウェブサイト等の活用、現地イベント参加等の取組を通じて、福島県の現状や安全・安心の取組、福島県産農林水産物の魅力などの情報発信を行うことで、福島県産農林水産物の風評払拭及び販路拡大につなげる。

## 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

## 3 業務の内容

### (1) 有識者等の招へい

台湾に対して影響力や発信力のある人物を福島県に招へいし、福島県産農林水産物にかかる取組を知ってもらうことで、台湾現地への福島県産農林水産物の魅力や安全性についてPRする。

#### ア 実施時期等

令和5年7月以降に2日間程度（福島県滞在期間）

#### イ 招へい者の選定及び調整

福島県と協議のうえ、台湾の有識者（2名程度）の選定、調整及びアテンドを行うものとする。

#### ウ 各種資料の作成及び翻訳

以下の資料を作成、翻訳し、招へい時に使用するとともに、福島県の指示に応じて提出するものとする。

(ア) 行程表（日本語、繁体字）

(イ) 視察先等に関する資料（日本語、繁体字）

(ウ) その他招へいの実施に際して必要な資料

#### オ 視察先の選定及び連絡調整等

福島県の安全・安心に係る取組や福島県産農林水産物の魅力等の発信にふさわしい視察先を以下から選定するとともに、先方とのアポイントを取得し、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

選定に当たっては、福島県と調整のうえ、決定するものとする。

(ア) 福島県産農林水産物等のモニタリング調査や情報発信等を行っている施設（農業総合センター、環境創造センター等）

(イ) 福島県産農林水産物の生産地（観光農園、生産ほ場等）

(ウ) 福島県産農林水産物を取り扱う飲食・宿泊施設（農家レストラン、食堂、農家民泊、旅館、ホテル等）

(エ) 福島県産農林水産物に関連する施設（酒蔵等）

(オ) 福島県内の観光地

(カ) その他、県が指定した場所

#### カ 招へいする有識者の旅行手配

以下について、選定及び手配を行うものとする。

(ア) 東京～福島間の往復の航空券、鉄道、その他移動に関する一切

(イ) 招へい期間中の宿泊施設（原則、1名1室とする。）

(ウ) その他招へいする有識者の旅行に必要な項目一切

#### キ 視察中の移動手配

視察に必要な車両を選定し、手配するものとする。

また、視察先及び宿泊先等までの合理的な移動経路、車両の進入経路、停車位置及び駐車位置等を事前に確認、調整するものとする。

ク 視察中の添乗員及び通訳者の手配

視察において、添乗員を1名以上配置するものとし、視察に係るアテンドの一切を担うものとする。

また、一般分野における日常会話が可能なレベルの通訳者を1名以上手配するものとする。

(2) 福島県産品の安全・安心と魅力の発信

福島県産農林水産物の安全・安心に係る取組や魅力についての理解促進に向け、令和4年度に福島県が作成した特設ウェブサイトの活用等により正確な情報発信を行うとともに、台湾現地において発信力のあるインフルエンサーを招いた福島県内ツアーを開催するものとする。

ア 実施時期等

(ア) 特設ウェブサイトの周知及び活用

令和5年7月以降の適切な期間

(イ) 台湾インフルエンサーを招いた福島県内ツアーの開催

令和5年7月以降に2日間程度（福島県滞在期間）

イ 実施内容

(ア) 特設ウェブサイトの周知及び活用

a 内容

令和4年度に福島県が作成した特設ウェブサイトの周知を図り、福島県の安全・安心の取組や福島県産品の魅力に係る発信を実施するものとする。

b その他

(a) 特設ウェブサイト閲覧数の増加に向けた取組を含めるものとする。

(b) 特設ウェブサイトには、ツアーに伴うインフルエンサーのSNSによる発信が表示されるよう設定するものとする。

(イ) 台湾インフルエンサーを招いた福島県内ツアーの開催

a 各種資料の作成及び翻訳

以下の資料を作成、翻訳し、ツアー時に使用するとともに、福島県の指示に応じて提出するものとする。

(a) 行程表（日本語、繁体字）

(b) 視察先等に関する資料（日本語、繁体字）

(c) その他招へいの実施に際して必要な資料

b インフルエンサーの選定及び調整

福島県と協議のうえ、台湾現地において幅広い層（年齢、性別等）に発信できるインフルエンサーを選定するとともに、調整及びアテンドを行うものとする。

c ツアーの内容等

福島県内で実施するものとし、以下の内容を含むとともに、先方とのアポイントを取得し、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(a) 福島県産農林水産物を食する機会を有すること。

(b) 福島県産農林水産物の安全性確保に係る福島県の取組を学ぶ機会を有すること。

(c) その他、福島県産農林水産物のPRに繋がる機会を有すること。

d SNSによる情報発信

ツアーに参加したインフルエンサーは、ツアーによる訪問先毎に1回以上、SNSを活用して福島県産農林水産物をはじめとした福島県のPRに係る発信をするものとする。

e その他

(a) ツアーに伴うインフルエンサーのSNSによる発信には、特設ウェブサイトのURLを掲載するものとする。

(b) ツアーに参加する対象の移動及び宿泊に係る一切について手配及び調整するものとし、その他、ツアーに必要な項目一切について対応するものとする。

(c) 視察において、添乗員を1名以上配置するものとし、視察に係るアテンド

の一切を担うものとする。

(d) 一般分野における日常会話が可能なレベルの通訳者を1名以上手配するものとする。

(3) 台湾現地における福島県産品の魅力発信

台湾現地で開催される福島県の指定するイベントにおいて福島県産品の魅力を発信するため、福島県産品および必要資材等を福島県と調整のうえで手配し、それらの輸送（現地搬入を含む）及び現地でのブース設営・運営を行うものとする。

(4) その他

その他、目的を達成するために必要な独自の施策を提案、実施すること。

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

5 成果品

委託契約書第12条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

(1) 3の各業務の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）

(2) その他、福島県が必要と判断したもの。

6 財産権の取扱い

受注者が委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として福島県に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、福島県に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

(1) 受注者財産に関して出願・申請の手続を行う場合、福島県に報告すること。

(2) 福島県が公共の利益のために要請する場合、福島県に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。

(3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、福島県の要請に応じて第三者へ実施許諾を行うこと。

(4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

7 その他

(1) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福島県と協議し、福島県の承認を得ること。

(2) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、福島県と受注者が協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。